

議第114号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する  
寄附金を定める条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を  
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年11月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する  
寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を  
定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人劇研の項中「京都市左京区下鴨塚本町1番  
地」を「京都市左京区田中西春菜町7番地の2在り5号室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
の変更に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。